

議第303号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年11月18日提出

京都市長 門川大作

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第3号、第6号及び第7号」を「及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

提案理由

京都市健康保険組合の解散に伴い、退職手当からの控除の制度の一部を廃止する必要があるので提案する。